

【平成28年度】

(4) 環境管理責任者・事務局に対する是正処置を要する改善の機会及びシステム提案の対応状況（ISO推進会議の検討結果）

ア 環境管理責任者・事務局に対する是正処置を要する改善の機会の対応状況（ISO推進会議の検討結果）

No.	被監査課	章	項目	内 容	是正処置 (予定)年月	是正処置及びその進捗状況
1	環境管理責任者	1	是正処置を要する改善の機会(不適合)	お客さまセンター、会計の収納窓口、土地開発公社、総合案内及び市金庫などはP12の表442-2で関連団体となっているが、サイト内で業務をシェアリングも使用しているため「その他の職員」として要員に含めるかどうか整理する必要がある。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、適用範囲の考え方の見直しを検討しているところであり、指摘の内容も含めて整理する。 (第30版:第1章及び第7.4.3章において対応予定)
2	環境管理責任者	4.4.2	是正処置を要する改善の機会(不適合)	著しい環境影響の原因となる可能性を持つ作業の特定、この作業を行う人の力量の基準(レベル)の設定、力量に対する記録の保持がなされていない。	平成29年 4月(予定)	2004年版環境マニュアルで対応できていなかったため、2015年版対応において、指摘の内容について規定する。 (第30版:第7.2章において対応予定)
3	環境管理責任者	4.5.2	是正処置を要する改善の機会(不適合)	改善の機会が生じた場合の再発を防ぐための是正処置が一覧表になっているが、単に緩和処置(修正)だけで再発防止策(是正処置)になっていないものが見受けられる。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、環境マニュアル及び様式にて記載方法を明確化する。 (第30版:第10.2章において対応予定)
4	環境管理責任者	4.5.5	是正処置を要する改善の機会(不適合)	市長がマネジメントレビューを考慮し決定した重点監査事項「1 新庁舎の機能を活用した緑化の取組をはじめ、庁舎内外の環境美化に配慮する取組を行っているか確認・評価する」は、各課の内部監査が終了しているにもかかわらず、庁舎周辺の草の生育状況・緑地の管理状況からして、内部監査及び市長指示事項への対応が適切に機能していない状況が考えられる。	平成29年 4月(予定)	各課の内部監査終了後のフォローができていないものと考えられる。 2015年版では、緑地管理は総務文書課の環境目標になると思われるが、責任の所在を明確にして取り扱う。 (第30版:第6.2章において対応予定)
5	環境管理責任者	4.5.5	是正処置を要する改善の機会(不適合)	相互内部監査は、地域の事業所及び県内自治体等との間でお互いの内部監査に受け入れ、出向くとなっているが、県内自治体及び出向く相互内部監査の実績が極めて少ない状況である。 市の内部監査員養成機会の一つと捉えて、もっと多くの人に参加できるように仕組みの見直しが必要である。	平成29年 4月(予定)	地域の事業所との相互内部監査に重点を置くものとし、地域ぐるみ環境ISO研究会の2015年版対応の中で協力体制について検討する。 (第30版:第9.2章において対応予定)

イ システム提案の対応状況（ISO推進会議の検討結果）

No.	被監査課	章	項目	賞賛事項、改善の機会、システム提案等の内容	是正処置 (予定)年月	是正処置及びその進捗状況
1	鼎自治振興センター	4.4.2	システム提案	鼎自治振興センターの庁舎内には、飯田サービスセンター及びシルバー人材センターが同居しており、電気や冷暖房の使用量削減、庁舎周辺の緑化等の取り組みに関連性があることから、協力要請をする関連団体として位置付けてはどうか。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、適用範囲の考え方の見直しを検討しているところであり、提案の内容も含めて整理する。 (第30版:第1章及び第7.4.3章において対応予定)

2	産業振興課	1	システム提案	現行マニュアルでは、マネジメント適用範囲を施設への職員配置体制を基準としているが、産業振興課のように指定管理施設ではあるが、環境影響が大きい施設や県所有施設内に係を配置している課がある。このような実情を踏まえると環境面との関係性からマネジメントすべき範囲を見直す必要があるのではないかと。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、適用範囲の考え方の見直しを検討しているところであり、提案の内容も含めて整理する。 (第30版:第1章において対応予定)
3	産業振興課	4.3.1	システム提案	様式431-2について、委託施設等であっても、環境影響が大きい場合は重点管理項目等に指定可能となるよう様式を変更してはどうか。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業を基本単位に環境影響評価等を実施することとなったため、委託施設等管理業務において対応することになる。2015年版対応において明確化する。 (第30版:第1章及び第6.2章において対応予定)
4	商業・市街地 活性課	1	システム提案	商業・市街地活性課は、借家に存在していることから、マニュアル全適用しても、該当しない部分が生じています。このような状況は、本庁舎の各課でもかなり生じているのではないかと考えられます。課を単位とするサイト構成ではなく、施設等を基準とし、業務形態に応じた適用レベルを設けることを検討されたい。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、適用範囲の考え方の見直しを検討しているところであり、提案の内容も含めて整理する。 (第30版:第1章において対応予定)
5	商業・市街地 活性課	4.3.1	システム提案	環境影響評価の対象とする事務事業について、全サイトに共通するような経常的な業務や事務は別として、各サイトに固有の事務事業を全て対象とするか、特色あるものを選択するのかのルールを明確にし統一されたい。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業を基本単位に環境影響評価等を実施することとなった。進行管理表のない施設についても、進行管理表を準用することを検討しており、2015年版対応において明確化する。 (第30版:第6.1.2章において対応予定)
6	商業・市街地 活性課	4.5.2	システム提案	マニュアルが、法的要求事項に対する順守評価の結果はすべて、マネジメントレビューにおいて報告することを求めているとすれば、様式432と452を一体化して、順守状況を評価できるようにするのが適切と考えられますので、検討されたい。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業進行管理表の中で順守義務と順守評価を一体化した。2015年版対応において明確化する。 (第30版:第6.1.3勝及び第9.1.2章において対応予定)
7	観光課	1	システム提案	観光課は、借家に存在していることから、マニュアル全適用しても、該当しない部分が生じています。このような状況は、本庁舎の各課でもかなり生じているのではないかと考えられます。課を単位とするサイト構成ではなく、施設等を基準とし、業務形態に応じた適用レベルを設けることを検討されたい。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応において、適用範囲の考え方の見直しを検討しているところであり、提案の内容も含めて整理する。 (第30版:第1章において対応予定)
8	観光課	4.3.1	システム提案	環境影響評価の対象とする事務事業について、全サイトに共通するような経常的な業務や事務は別として、各サイトに固有の事務事業を全て対象とするか、特色あるものを選択するのかのルールを明確にし統一されたい。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業を基本単位に環境影響評価等を実施することとなった。進行管理表のない施設についても、進行管理表を準用することを検討しており、2015年版対応において明確化する。 (第30版:第6.1.2章において対応予定)

9	観光課	1	システム提案	所管している全施設がレベル別にサイトとして規定されていることから、個別に環境影響評価をすることになっています。しかし、公衆トイレ等の施設はエネルギー消費と順守評価のみの維持管理対象とすとか、施設所管課等が一覧表形式で点検していくとか等、サイトのレベル設定による管理点検とは別の方法を検討されたい。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業を基本単位に環境影響評価等を実施することとなった。進行管理表のない施設についても、進行管理表を準用することを検討しており、2015年版対応において明確化する。 (第30版:第6.1.2章において対応予定)
10	観光課	4.3.2 4.5.2	システム提案	マニュアルが、法的要求事項に対する順守評価の結果はすべて、マネジメントレビューにおいて報告することを求めているとすれば、様式432と452を一体化して、順守状況を評価できるようにするのが適切と考えられますので、検討されたい。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業進行管理表の中で順守義務と順守評価を一体化した。2015年版対応において明確化する。 (第30版:第6.1.3勝及び第9.1.2章において対応予定)
11	美術博物館	4.5.2	システム提案	環境マニュアルに関して、順守評価記録書の評価結果が「否」となった軽微な法令違反等については、その全てがマネジメントレビューの提案に結びついているのか不明確であるので整理が必要と思われる。環境方針でコミットしている法令順守の観点から、軽微な法令違反もすべてマネジメントレビューのインプット情報に入れることを検討ください。	平成29年 4月(予定)	庁内マネジメントシステムの見直しにより、事務事業進行管理表の中で順守評価を行うため、事務局において「否」となったものを把握できるので、これによりマネジメントレビューのインプット情報とする。2015年版対応において明確化する。 (第30版:第9.3章において対応予定)
12	介護老人保健施設	4.5.2	システム提案	業務用冷凍空調機の適正管理と点検等の実施に使用されている「第一種特定製品の簡易点検記録簿」が機器ごとに記録する様式になっていますが、一覧表形式にすることにより作成の効率化をはかることができます。(見本:環境技術開発センター)		簡易点検記録簿は、機器ごとに作成する「冷媒漏えい点検・整備記録簿」とあわせて廃棄まで保管するものとしているため、現状維持とする。
13	環境管理責任者	4.4.1	システム提案	目標管理、事務事業評価、環境マネジメントシステムの統合にあたり、責任の周知について効率のよい仕組みについて検討されたい。	平成29年 4月(予定)	2015年版対応においては、市の業務における意思決定や指示ラインに沿ったマネジメントシステムの運用を予定している。 (第30版:第5.3章において対応予定)
14	環境管理責任者	4.4.3	その他特記事項	職員提案は、H27:0件、H28:2件とほとんどなく機能していない。気軽に提案できる仕組みを検討されたい。	平成29年 4月(予定)	2004年版の個人による職員提案に加え、2015年版対応において課等の単位による組織提案の方法を追加するほか、管理職員教育等で職員提案について周知する。 (第30版:第7.4.2章において対応予定)
15	環境管理責任者	4.5.1	システム提案	6か月ごとに「実行計画管理表(日常管理項目・エコな市役所用)」に取組状況を入力することになっているが、内容の見直しの頻度について検討されたい。		庁内マネジメントシステムの見直しにより、環境目標等の進捗状況は6か月ごとに評価するものとしたが、平成29年度からの運用の結果、必要により期間について検討する。